

実技試験（個人資産相談業務）解答

【第1問】

問1 正解

	①	②	③
記号	ニ	ロ	ヘ

「報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢は、順次引き上げられており、(① 1961 (昭和36)) 年4月2日以後生まれの男性からは支給がありません。Aさんは、原則として、65歳から老齢基礎年金および老齢厚生年金を受給することになります。なお、Aさんが希望すれば、60歳以上65歳未満の間に老齢基礎年金の繰上げ支給を請求することができます。仮に、Aさんが62歳0カ月で老齢基礎年金の繰上げ支給を請求した場合の減額率は(② 18.0) %となります。Aさんが老齢基礎年金の繰上げ支給の請求をする場合、同時に老齢厚生年金の繰上げ支給の請求を(③ 行わなければなりません)」

<解説>

- ① 1961 (昭和36) 年4月2日以後に生まれた男性、1966 (昭和41) 年4月2日以後に生まれた女性に特別支給の老齢厚生年金の支給はない。
- ② 老齢基礎年金および老齢厚生年金の繰上げ支給を請求した場合の減額率は、 $0.5\% \times \text{繰上げ月数}$ ($0.5\% \times 36\text{月} = 18.0\%$) となる。なお、繰下げ支給を請求した場合の増額率は、 $0.7\% \times \text{繰下げ月数}$ となる。
- ③ 老齢基礎年金と老齢厚生年金の繰上げ支給の請求は同時に行わなければならない。なお、繰下げ支給の請求は同時に行わなくてもよい。

問2 正解

	①	②	③
○×の判定	○	×	×

<解説>

- ① ○ 国民年金の第2号被保険者（厚生年金の被保険者）の夫が60歳で被保険者でなくなった場合、国民年金の第3号被保険者である60歳未満の妻は、第1号被保険者への種別変更の届出を行わなければならない。
- ② × 退職日の翌日から20日以内に所定の手続きを行うことにより、最長2年間の任意継続被保険者となるが、任意継続被保険者の保険料は、労使折半でなく全額自己負担となる。
- ③ × 雇用保険の被保険者期間20年以上の人が、定年退職および自己都合退職した場合、基本手当の所定給付日数は150日となる。基本手当の受給期間は、離職日の翌日から1年間だが、定年退職の場合は所定の手続きにより最長1年間延長できる。

- 問3 正解 ① 780,100 (円) ② 1,051,369 (円) ③ 380 (円)
④ 1,441,849 (円)

〈計算の手順〉

1. 老齢基礎年金の年金額 (円未満四捨五入)

$$780,100\text{円} \times \frac{216\text{月} + 283\text{月} - 19\text{月}}{480\text{月}} = (\text{① } 780,100)\text{円}$$

2. 老齢厚生年金の年金額

- (1) 報酬比例部分の額 (円未満四捨五入)

$$(430,920\text{円} + 620,449.2\text{円}) \div (\text{② } 1,051,369)\text{円}$$

$$\text{a } 280,000\text{円} \times \frac{7.125}{1,000} \times 216\text{月} = 430,920\text{円}$$

$$\text{b } 400,000\text{円} \times \frac{5.481}{1,000} \times 283\text{月} = 620,449.2\text{円}$$

- (2) 経過的加算額 (円未満四捨五入)

$$1,626\text{円} \times 480\text{月} - 780,100\text{円} \times \frac{216\text{月} + 283\text{月} - 19\text{月}}{480\text{月}} = (\text{③ } 380)\text{円}$$

- (3) 基本年金額 (上記「(1) + (2)」の額)

$$1,051,369\text{円} + 380\text{円} = 1,051,749\text{円}$$

- (4) 加給年金額

Aさんの場合、加給年金額 (390,100円) は加算される。

- (5) 老齢厚生年金の年金額

$$(\text{④ } 1,441,849)\text{円}$$

<解説>

- ① 20歳以上60歳未満の厚生年金被保険者期間の月数は、国民年金の第2号被保険者として保険料納付済月数に数える。18歳から20歳未満の期間 (19月) は含まれない。
② 老齢厚生年金の報酬比例部分の額は、2003年3月以前の期間分と2003年4月以後の期間分をそれぞれ計算して合計する。
③ 経過的加算額は、特別支給の老齢厚生年金の定額部分に相当する金額と、20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間に対応する老齢基礎年金との差額である。

特別支給の老齢厚生年金の定額部分に相当する金額：

$$1,626\text{円} \times 480\text{月} = 780,480\text{円}$$

※ 定額部分の被保険者期間の上限は480月となる。

20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間に対応する老齢基礎年金：

$$780,100\text{円} \times \frac{216\text{月} + 283\text{月} - 19\text{月}}{480\text{月}} = 780,100\text{円}$$

- ④ 老齢厚生年金の年金額は、基本年金額 (報酬比例部分の額と経過的加算額) と加給年金額を合計する。

※ 加給年金額は、厚生年金保険の被保険者期間が20年 (240月) 以上ある者が65歳 (または定額部分支給開始年齢) になったとき、生計を維持している65歳未満の配偶者または18歳到達年度の末日までにある子 (障害等級1級または2級の場合は20歳未満) がいるときに加算される。

【第2問】

問4 正解 ① 13.33 (%) ② X社 ③ 10.43 (倍) ④ 28.57 (%)

- I 「ROEが高い水準で推移していれば、一般に当該企業の収益性は高いと判断できます。X社のROEは(① 13.33) %であり、Y社との比較では、(② X社)のほうが収益性は高いと判断できます」
- II 「X社のPERは(③ 10.43) 倍です。一般にPERが高いほど、株価は割高といえます」
- III 「株主還元率として一般に用いられる指標に配当性向がありますが、X社の配当性向は(④ 28.57) %であり、Y社がX社を上回ります。また、株式投資の利回りの指標となる配当利回りについても、Y社がX社を上回ります」

<解説>

$$\text{①・② ROE (自己資本利益率)} = \frac{\text{当期純利益}}{\text{自己資本 (純資産)}} \times 100$$

$$\text{X社のROE} : \frac{28,000\text{百万円}}{210,000\text{百万円}} \times 100 \div 13.33\%$$

$$\text{Y社のROE} : \frac{12,000\text{百万円}}{110,000\text{百万円}} \times 100 \div 10.91\%$$

$$\text{③ PER (株価収益率)} = \frac{\text{株価}}{1 \text{株当たり当期純利益}}$$

$$\text{X社のPER} : \frac{730\text{円}}{28,000\text{百万円} / 4 \text{億株}} = \frac{730\text{円}}{70\text{円}} \div 10.43\text{倍}$$

$$\text{Y社のPER} : \frac{1,000\text{円}}{12,000\text{百万円} / 1.5 \text{億株}} = \frac{1,000\text{円}}{80\text{円}} = 12.50\text{倍}$$

$$\text{④ 配当性向} = \frac{\text{配当金総額}}{\text{当期純利益}} \times 100 \quad \text{配当利回り} = \frac{1 \text{株当たり配当金}}{\text{株価}} \times 100$$

$$\text{X社の配当性向} : \frac{8,000\text{百万円}}{28,000\text{百万円}} \times 100 \div 28.57\%$$

$$\text{Y社の配当性向} : \frac{4,500\text{百万円}}{12,000\text{百万円}} \times 100 = 37.50\%$$

$$\text{X社の配当利回り} : \frac{20\text{円}}{730\text{円}} \times 100 \div 2.74\%$$

$$\text{Y社の配当利回り} : \frac{30\text{円}}{1,000\text{円}} \times 100 = 3.00\%$$

問5 正解

	①	②	③
記号	ホ	ハ	チ

- I 「Aさんは、開設1年目にNISA口座で購入した上場株式を2019年1月にNISA口座に設定された非課税管理勘定にロールオーバーし、引き続き、当該株式をNISA口座で保有しています。一般NISAの2014年分の非課税投資枠は（① 100）万円が上限でした。仮に、2014年中にNISA口座で購入した上場株式の非課税期間終了時の時価が70万円であったとした場合、ロールオーバー後に2019年分の非課税管理勘定に新規投資で受け入れることができる金額の上限は（② 50）万円となります」
- II 「Aさんは、ロールオーバーせずに、当該上場株式を特定口座に移管することもできました。仮に、2014年分の非課税管理勘定で購入した上場株式を特定口座に移管していた場合、当該特定口座における取得価額は（③ 非課税期間終了時）の時価となっていました」

<解説>

- ① 2014年1月に始まったNISAは、当初の非課税投資枠の上限が毎年100万円だった。
- ② 2016年以降は、NISAの非課税投資枠の上限が毎年120万円に拡大されたため、時価70万円の上場株式をロールオーバーで継続する場合、その年の非課税投資枠の残額は50万円（＝120万円－70万円）となる。
- ③ NISAの非課税期間終了時にロールオーバーしない場合、特定口座や一般口座の課税口座に移管することになる。このとき、非課税期間終了時の時価を取得価額として移管する。

問6 正解

	①	②	③
○×の判定	×	×	○

<解説>

- ① × 自己資本比率が高い会社ほど、安全性は高いと考えられる。
自己資本比率は、X社の方がY社よりも高い。
X社： $\frac{210,000\text{百万円}}{710,000\text{百万円}} \times 100 \div 30\%$ Y社： $\frac{110,000\text{百万円}}{480,000\text{百万円}} \times 100 \div 23\%$
- ② × つみたてNISAの投資対象は一定の要件を満たす公募株式投資信託等に限定されるため、上場株式（X社株式）を購入することはできない。非課税枠は年間40万円で、最長20年間の非課税投資が可能である。
- ③ ○ NISA口座内の上場株式の譲渡損益は損益通算の対象にならないが、一般口座や特定口座の課税口座に払い出せば損益通算の対象となる。

【第3問】

問7 正解 ① 70 (万円) ② 1,990 (万円) ③ 255 (万円)

<解説>

退職所得控除額：800万円＋（① 70）万円×（37年－20年）＝（② 1,990）万円

※ 勤続年数20年超の退職所得控除額は「800万円＋70万円×（勤続年数－20年）」で算出する。なお、勤続年数20年以下の場合は「40万円×勤続年数（最低80万円）」。

※ 勤続年数1年未満の端数は、1年に切り上げる。

退職所得の金額：（2,500万円－（② 1,990）万円）× $\frac{1}{2}$ ＝（③ 255）万円

※ 退職所得の金額は「（退職一時金－退職所得控除額）× $\frac{1}{2}$ 」で算出する。ただし、勤続年数が5年以下の役員等については「退職一時金－退職所得控除額」となる。

問8 正解 ① 25 (万円) ② 445 (万円)

<解説>

① 一時所得：500万円（保険金）－400万円（保険料）－50万円（特別控除）＝50万円

総所得金額に算入される一時所得：50万円× $\frac{1}{2}$ ＝25万円

※ 契約者（＝保険料負担者）と受取人が等しい満期保険金は、一時所得となる。

※ 一時所得の計算においては、特別控除（最高50万円）が適用できる。

※ 一時所得は、1/2の金額が総合課税として総所得金額に算入される。

② 総所得：▲90万円＋510万円＋25万円＝445万円

給与所得：700万円－（700万円×10%＋120万円）（給与所得控除額）＝510万円

損益計算できる不動産所得：▲100万円＋10万円＝▲90万円

※ 不動産所得の経費に含まれる土地等の取得に係る負債の利子は、損益通算の対象としない。

※ 給与所得・不動産所得の金額は、総合課税として総所得金額に算入される。

※ 退職所得の金額は、分離課税のため総所得金額に算入されない。

問9 正解

	①	②	③
○×の判定	×	○	×

<解説>

- ① × 「退職所得の受給に関する申告書」を提出している場合、適切な所得税および住民税が源泉徴収されるため確定申告の必要はない。「退職所得の受給に関する申告書」を提出しないと、退職金の額の20.42%が源泉徴収される。
- ② ○ 本人Aさんの合計所得金額（445万円＋255万円＝700万円）が900万円以下で、妻Bさんの合計所得金額が38万円以下のとき、配偶者控除は38万円となる。
- ③ × 扶養控除は、合計所得金額が38万円以下の配偶者以外の親族が、12月31日において16歳以上の場合に適用することができる。長女Cさんは、合計所得金額（180万円－180万円×40%＝108万円）が38万円を超えるため、控除対象とならない。25歳の二女Dさんは、一般の控除対象扶養親族として、38万円の控除額となる。なお、19歳以上23歳未満の特定扶養親族の場合は63万円の控除額となる。

【第4問】

問10 正解

	①	②	③
○×の判定	○	×	×

<解説>

- ① ○ 被相続人の居住用財産（空き家）に係る譲渡所得の特別控除の特例は、一定の要件を満たす空き家につき、家屋のみ、家屋と敷地、家屋を取り壊した更地のいずれかで譲渡した場合に適用を受けることができる。
- ② × 被相続人の居住用財産（空き家）に係る譲渡所得の特別控除の特例は、売却代金が1億円以下の場合に適用を受けることができる。相続税評価額は要件にならない。
- ③ × 被相続人の居住用財産（空き家）に係る譲渡所得の特別控除の特例は、相続税の取得費加算の特例と重複して適用を受けることができない。

問11 正解

	①	②	③
記号	イ	ホ	チ

I 「建設協力金方式は、(① Y社) が建設資金を預託金としてAさんに貸し付け、Aさんがこの資金を利用して店舗を建設し、その建物をY社に賃貸する手法です。建設資金は、賃料の一部で返済していくため、実質的には、Aさんの資金負担はありませんが、契約期間中の撤退のリスクやそれに伴う建設協力金残債務の取扱いなど、契約内容を事前に精査しておくことが必要です」

II 「建設協力金方式により建設された建物は、相続税額の計算上、貸家として評価され、土地は(② 貸家建付地)として評価されます。また、所定の要件を満たすことで、土地は(③ 貸付)事業用宅地等として、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けることもできます」

<解説>

- ① 建設協力金方式は、地主（Aさん）がテナント（Y社）から建設資金を借り入れ、建設した建物をテナント（Y社）に賃貸する。
- ② 貸家の敷地の用に供されている土地は、相続税額の計算上、貸家建付地として評価される。貸家建付地の評価額は「自用地評価額×（1－借地権割合×借家権割合×賃貸割合）」で算出する。
- ③ 一定の要件を満たす貸家の敷地の用に供されている土地は、貸付事業用宅地として、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けることができる。貸付事業用宅地は、200㎡を限度に評価額を50%減額できる。

問12 正解 ① 320 (㎡) ② 1,152 (㎡)

<解説>

- ① 建蔽率の上限となる建築面積： $320\text{㎡} \times 100\% = 320\text{㎡}$
 ※ 指定建蔽率が80%とされる地域において、防火地域内にある耐火建築物については、建蔽率による制限は適用されない。建蔽率は100%になる。
- ② 容積率の上限となる延べ面積： $320\text{㎡} \times 360\% = 1,152\text{㎡}$
 ※ 12m未満の道路に接する土地は、前面道路幅員により容積率が制限される場合がある。
 ※ 指定容積率（400%）と前面道路幅員による容積率の制限（ $6\text{m} \times 6 / 10 = 360\%$ ）の小さい方が容積率の上限となる。

【第5問】

問13 正解

	①	②	③	④
記号	へ	チ	ハ	ル

- I 「2019年度税制改正において、個人の事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予および免除の特例（以下、「本特例」という）が創設されました。本特例の適用を受けた場合、後継者が先代事業者から贈与または相続等により取得した特定事業用資産に係る贈与税・相続税の（① 全額）の納税が猶予されます。後継者は、2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間に個人事業承継計画を（② 都道府県知事）に提出し、確認を受ける必要があります。また、特定事業用資産とは、先代事業者の事業の用に供されていた宅地等（（③ 400）㎡まで）、建物（床面積800㎡まで）、その他一定の減価償却資産で青色申告書の貸借対照表に計上されていたものをさします」
- II 「長男CさんがAさんの相続によりX屋店舗敷地を取得した場合、所定の要件を満たすことで、特定事業用宅地等として、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けることができます。特定事業用宅地等に該当するX屋店舗敷地は、（③ 400）㎡までの部分について、通常の価額から80%相当額を減額した金額を、相続税の課税価格に算入すべき価額とすることができます」
- III 「本特例の適用を受けて相続等により取得した事業用の宅地は、特定事業用宅地等に係る小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の対象（④ とはなりません）」

<解説>

- ①・② 2019年度税制改正により、一定の要件を満たす青色申告に係る事業を行っていた事業者の後継者として認定を受けた者が、贈与または相続等により特定事業用資産を取得した場合、贈与税・相続税の全額の納税が猶予される。
- ③ 所定の要件を満たした特定事業用宅地等は、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例により、400㎡までの部分について相続税評価額を80%減額できる。
- ④ 個人の事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予および免除との特例と、特定事業用宅地等の小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例は、併用することができない。

問14 正解

	①	②	③
○×の判定	○	○	×

<解説>

- ① ○ 自筆証書遺言は、遺言者が全文を自書して作成するが、2019年の改正により財産目録をパソコン等で作成することが可能となった。
- ② ○ 配偶者と子が相続人になるとき、遺留分は遺留分算定の基礎となる財産の1/2（2億円）である。遺留分権利者が複数の場合は、これに法定相続分をかける。長女Dの遺留分は、 $2\text{億円} \times 1/2 \times 1/2 = 5,000\text{万円}$ となる。
- ③ × 自宅の敷地（特定居住用宅地）と賃貸アパートの敷地（貸付事業用宅地）について、相続税の課税価格の計算の特例の適用を受ける場合、適用対象面積が調整される。なお、自宅の敷地（特定居住用宅地）と店舗の敷地（特定事業用宅地）の場合は、それぞれの宅地の限度面積まで適用を受けることができる。

問15 正解 ① 4,800（万円） ② 1,190（万円） ③ 5,720（万円）

(a) 相続税の課税価格の合計額		3億円
	(b) 遺産に係る基礎控除額	(① 4,800) 万円
課税遺産総額 ((a) - (b))		25,200万円
	相続税の総額の基となる税額	
	妻Bさん	3,340万円
	長男Cさん	(② 1,190) 万円
	長女Dさん	1,190万円
(c) 相続税の総額		(③ 5,720) 万円

<解説>

- ① 遺産に係る基礎控除額： $3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times 3\text{人} = 4,800\text{万円}$
 ※ 法定相続人の数は、妻Bさん、長男Cさん、長女Dさんの3人。
- ② 相続税の総額の基となる税額
 ※ 課税遺産総額を法定相続分で仮分割を行い、相続税の速算表に当てはめて算出する。
 妻Bさん： $25,200\text{万円} \times \frac{1}{2} = 12,600\text{万円}$
 $12,600\text{万円} \times 40\% - 1,700\text{万円} = 3,340\text{万円}$
 長男Cさん： $25,200\text{万円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = 6,300\text{万円}$
 $6,300\text{万円} \times 30\% - 700\text{万円} = 1,190\text{万円}$
 長女Dさん： $25,200\text{万円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = 6,300\text{万円}$
 $6,300\text{万円} \times 30\% - 700\text{万円} = 1,190\text{万円}$
- ③ 相続税の総額： $3,340\text{万円} + 1,190\text{万円} + 1,190\text{万円} = 5,720\text{万円}$